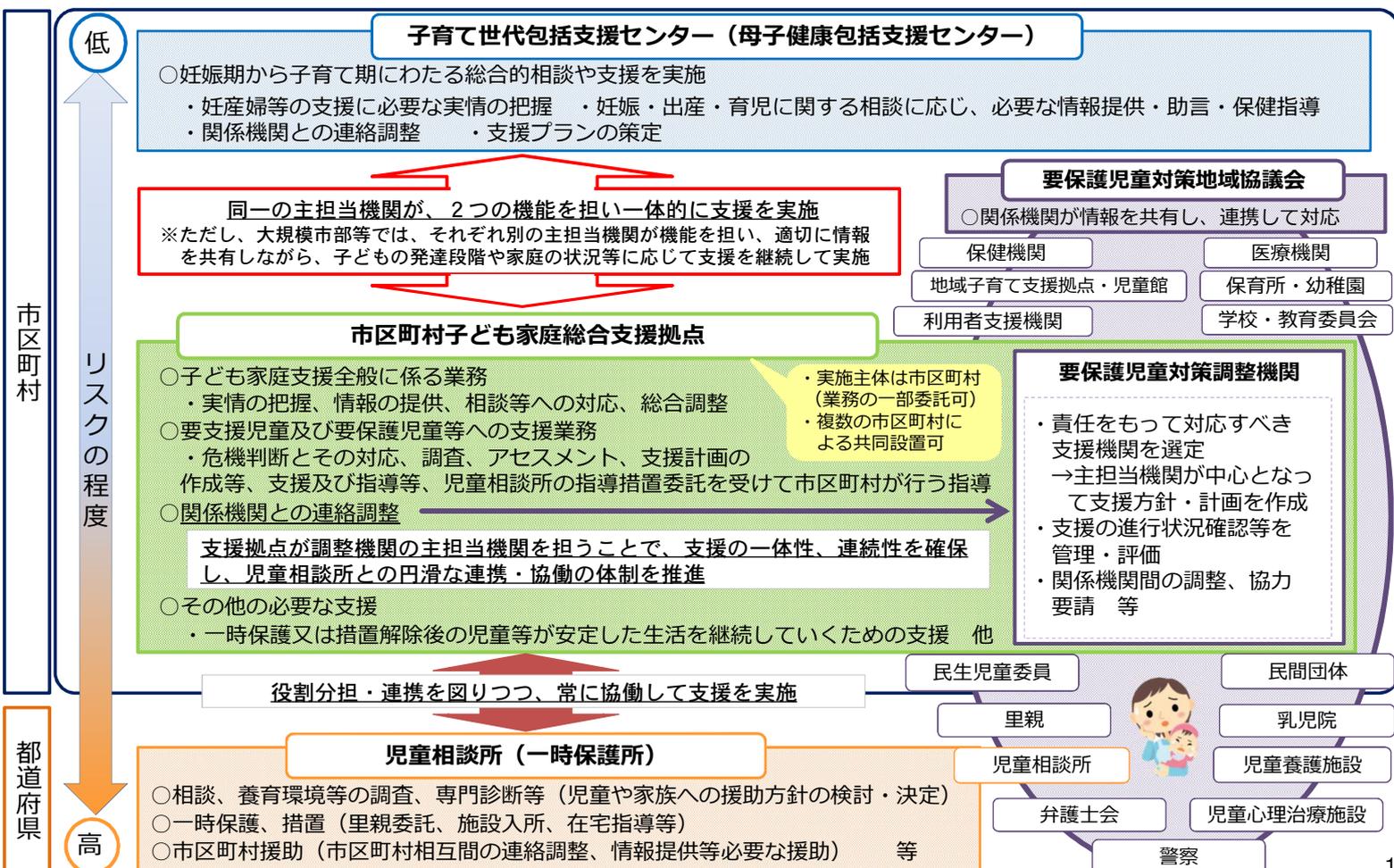


市町村・都道府県における子ども家庭総合支援体制の整備に関する取組状況について（追加資料）

平成30年10月
厚生労働省子ども家庭局

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
 - 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数: 525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。
- ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H29. 4. 1時点: 母子保健課調べ)

自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
札幌市	2	水戸市	3	千代田区	3	富山市	7	静岡市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
旭川市	1	日立市	1	港区	1	高岡市	1	浜松市	8	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
函館市	1	土浦市	1	文京区	2	魚津市	1	沼津市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
沼田町	1	石岡市	1	台東区	2	黒部市	1	熱海市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
当麻町	1	軽井沢市	1	台東区	18	奥州市	1	三島市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
千歳市	1	龍ヶ崎町	1	江東区	4	南砺市	3	伊東市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
寿都町	1	笠間市	1	品川区	4	射水市	1	甲斐市	6	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
黒松内町	1	牛久市	1	杉並区	5	立山町	1	東近江市	4	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
苫小牧市	1	つくば市	4	豊島区	5	入善町	1	掛川市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
北斗市	1	行方市	1	緑島区	6	宝珠市	4	藤枝市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
今金町	1	鎌田町	1	足立区	6	小松市	1	御殿場市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
東神楽町	1	つくばみらい市	1	葛飾区	10	加賀市	2	袋井市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
七尾市	1	東海村	1	葛飾区	10	能登町	2	磐井町	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
上富良野町	1	宇都宮市	5	江戸川区	8	川北町	2	菊川市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
中富良野町	1	足利市	1	三鷹市	7	津幡町	2	菊川市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
中頓別町	1	栃木市	1	昭島市	1	内灘町	1	東伊豆町	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
七尾市	1	鹿沼市	1	調布市	2	敦賀市	2	吉田町	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
茅渚町	1	真田町	1	町田市	7	大野市	1	森町	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
頸路町	2	大田原市	1	小平市	1	勝山市	1	名古屋市	16	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
浜中町	1	那須塩原市	2	東村山市	2	津島市	2	豊城市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
黒石市	1	さくら市	2	武蔵村山市	1	駒川町	1	吹上町	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
鯉ヶ沢町	1	那須烏山市	1	武蔵村山市	1	池田町	1	瀬戸市	3	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
盛岡市	1	下野市	1	羽村町	1	甲府市	1	半田市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
花巻市	1	茂木町	1	あきる野市	7	富士吉田市	2	春日井市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
遠野市	1	市員町	1	大島町	1	山梨市	1	豊川市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
一宮市	1	那須川町	1	那須町	1	津島市	1	豊川市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
釜石市	1	那須塩原市	2	八千代町	2	磐前町	1	刈谷市	4	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
山田町	1	那須烏山市	1	小笠原村	1	南アルプス市	1	豊田市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
仙台市	7	下野市	1	千歳市	6	北北町	1	常陸市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
岩沼市	1	藤岡市	1	市川市	4	甲斐市	1	大田市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
宮城県	23か所	藤岡市	1	松戸市	3	あきる野市	1	常陸市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
仙台市	10	藤岡市	1	野田市	2	佐倉市	4	東海市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
石巻市	1	みなかみ町	1	佐倉市	4	富士川町	1	知立市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
名取市	1	さいたま市	10	川越市	1	富士川町	1	知立市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
気仙沼市	2	川口市	5	川口市	5	稲市	1	鹿沼市	4	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
松島町	1	行田市	1	行田市	1	小孫子市	3	鹿沼市	4	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
秋田県	3市	秋田市	2	秋田市	2	佐田市	5	高崎市	8	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
大館市	1	所沢市	3	所沢市	3	上田市	1	豊明市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
男鹿市	1	東松山市	1	東松山市	1	四街道市	1	日進市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
山形市	1	東松山市	1	東松山市	1	榑ヶ浦市	1	諏訪市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
米沢市	1	狹山市	1	狹山市	1	酒々井町	2	伊那市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
酒田市	1	狹山市	2	狹山市	2	大多喜町	1	駒ヶ根市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
寒河江市	1	高崎市	7	高崎市	7	八千代町	2	須賀市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
上山市	1	戸田市	1	戸田市	1	横浜市	54	松本市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
村山町	2	人間市	2	人間市	2	川崎市	9	川崎市	9	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
長井市	1	和光市	5	和光市	5	相模原市	3	相模原市	3	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
東根市	1	楨川市	1	楨川市	1	榑ヶ浦市	1	榑ヶ浦市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
山形県	18市町	東根市	1	東根市	1	平塚市	1	平塚市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
尾花沢市	1	坂手町	1	坂手町	1	藤沢市	2	藤沢市	2	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
南陽市	1	磐前町	1	磐前町	1	小田原市	1	小田原市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
山形市	1	上野市	1	上野市	1	茅ヶ崎市	1	茅ヶ崎市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
中山町	1	ふしみの野市	1	ふしみの野市	1	養野市	1	養野市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
西川町	2	越生町	1	越生町	1	厚木市	1	厚木市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
朝日町	1	横瀬町	1	横瀬町	1	大和市	1	大和市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
大石田町	1	皆野町	1	皆野町	1	南足柄市	1	南足柄市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
舟形町	1	舟形町	1	舟形町	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
高島町	1	小島野町	1	小島野町	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
福島市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
福島市	4	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
伊達市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
福島県	9市町	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
南相馬市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
白河市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
柳津町	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
西会津町	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
小野町	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
南会津町	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
新潟県	7市	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
新潟市	24	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
長岡市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
柏崎市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
妙高市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
神奈川県	17市町	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
川崎市	3	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市	1	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数
横浜市	1	東秩父村	1	東秩父村	1	山形市	1	山形市					

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成29年度予算：154億円→平成30年度予算：159億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所（平成30年2月時点）

※補助金の交付対象ではない拠点を含む。

※補助金の交付か所数：38か所

3. 実施主体

市区町村
※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1/2（市区町村：1/2）

5. 補助単価（平成30年度）

- 直営の場合（1支援拠点当たり）
 - 小規模A型 3,721千円
 - 小規模B型 9,438千円
 - 小規模C型 15,660千円
 - 中規模型 20,873千円
 - 大規模型 38,701千円
 - 上乘せ配置単価 2,715千円（1人当たり）
- 一部委託の場合（1支援拠点当たり）
 - 小規模A型 8,940千円
 - 小規模B型 14,657千円
 - 小規模C型 20,879千円
 - 中規模型 31,310千円
 - 大規模型 59,576千円
 - 上乘せ配置単価
 - 常勤職員 5,588千円（1人当たり）
 - 非常勤職員 2,715千円（1人当たり）

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（平成30年2月時点）

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営事業の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
北海道	旭川市	1	○	○	中規模
	滝川市	1		○	小規模A
	千歳市	1	○	○	小規模B
	石狩市	1		○	小規模A
	上富良野町	1		○	小規模A
	中富良野町	1		○	小規模A
	中標町	1			
青森県	三沢市	1			
宮城県	涌谷町	1	○	○	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		○	小規模A
群馬県	前橋市	1		○	中規模
埼玉県	志木市	1		○	小規模B
	和光市	1			
	坂戸市	1			
	皆野町	1			
千葉県	船橋市	1	○	○	大規模
	松戸市	1	○	○	中規模
	柏市	1		○	中規模
	南房総市	1	○	○	小規模A

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営事業の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
東京都	千代田区	1	○	○	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1		○	小規模B
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		○	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		○	大規模
葛飾区	1	○	○	中規模	
八王子市	1				
立川市	1				
青梅市	1	○	○	小規模C	
昭島市	1	○	○	小規模B	
調布市	1		○	中規模	
町田市	1	○	○	中規模	
小金井市	1		○	小規模C	
国分寺市	1	○	○	小規模B	
国立市	1		○	小規模B	
福生市	1		○	小規模A	
清瀬市	1				
東久留米市	1				
武蔵村山市	1				
多摩市	1				
稲城市	1	○	○	小規模B	
羽村市	1	○	○	小規模A	
瑞穂町	1		○	小規模A	
日の出町	1				
奥多摩町	1				
三宅村	1		○	小規模A	

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営事業の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
神奈川県	相模原市	3	○	○	中規模1、小規模C1
	海老名市	1	○	○	小規模C
	茅川町	1		○	小規模A
	二宮町	1	○	○	小規模A
新潟県	三条市	1	○	○	小規模B
	柏崎市	1			
	新発田市	1			
	高市	1		○	小規模B
	妙高市	1	○	○	小規模B
福井県	上越市	1			
	出雲崎町	1	○	○	小規模A
	福井市	1	○	○	中規模
山梨県	越前市	1		○	小規模B
	甲府市	1			
長野県	飯田市	1	○	○	小規模B
	塩尻市	1	○	○	小規模B
	辰野町	1	○	○	小規模A
	箕輪町	1			
岐阜県	池田町	1			
	高山市	1		○	小規模B
静岡県	熱海市	1	○	○	小規模A
	焼津市	1	○	○	小規模C
	藤枝市	1	○	○	小規模C
	袋井市	1		○	小規模B
愛知県	豊橋市	1	○	○	中規模
	津島市	1	○	○	小規模B
	豊田市	1	○	○	大規模
滋賀県	彦根市	1	○	○	小規模C
	東近江市	1	○	○	小規模C
大阪府	枚方市	1	○	○	中規模
	船場町	1		○	小規模A
兵庫県	明石市	1	○	○	中規模
	養父市	1	○	○	小規模A
奈良県	明日香村	1		○	小規模A
鳥取県	鳥取市	1		○	中規模

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営事業の基準を満たすもの		
			箇所数	類型	
鳥取県	色麻町	1		○	小規模A
	岡山市	1			
広島県	廿日市市	1			
	宇部市	1			
山口県	山口市	1			
	岩国市	1	○	○	小規模C
	北九州市	7			
福岡県	宗像市	1	○	○	小規模B
	糸島町	1		○	小規模A
長崎県	大村市	1	○	○	小規模C
	長与町	1		○	小規模A
熊本県	玉東町	1		○	小規模A
	大分県	大分市	1		○
宮崎県	高橋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
合計	箇所数	114	38	67	
	自治体数	106	37	66	

調査対象

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両方を運営している自治体(※)を対象とし、それぞれの相談の内容、情報共有の方法等について、平成30年7月に調査を実施。

(※) 23自治体 (【 】内の数値は平成30年1月1日現在の人口(総務省調べ))

(北海道) 旭川市【34.0万人】、千歳市【9.7万人】、(千葉県) 松戸市【49.4万人】、
(東京都) 千代田区【6.1万人】、葛飾区【46.0万人】、昭島市【11.3万人】、町田市【42.9万人】、羽村市【5.6万人】、
(神奈川県) 相模原市【71.8万人】、(新潟県) 妙高市【3.3万人】、(長野県) 塩尻市【6.7万人】、辰野町【2.0万人】、
(静岡県) 熱海市【3.8万人】、藤枝市【14.6万人】、(愛知県) 豊橋市【37.8万人】、津島市【6.3万人】、豊田市【42.5万人】、
(滋賀県) 彦根市【11.3万人】、東近江市【11.5万人】、(大阪府) 枚方市【40.4万人】、
(兵庫県) 明石市【30.1万人】、養父市【2.4万人】、(山口県) 岩国市【13.7万人】

調査結果の概要

1. 主担当部局と実施場所

	同一機関が主担当	別々の機関が主担当
同一場所で実施	3自治体(13%) (旭川市、相模原市、豊田市)	2自治体(9%) (葛飾区、岩国市)
別々の場所で実施	4自治体(17%) (松戸市、千代田区、羽村市、津島市)	14自治体(61%) (千歳市、昭島市、町田市、妙高市、塩尻市、辰野町、熱海市、藤枝市、豊橋市、彦根市、東近江市、枚方市、明石市、養父市)

2. 支援拠点及び包括支援センターを統括する責任者の有無

有 : 7自治体(30%) 無 : 16自治体(70%)

調査結果の概要(続き)

3. 要保護児童(要支援児童)に関する情報の把握方法 ※最も多いもの

【子育て世代包括支援センター】	【市区町村子ども家庭総合支援拠点】
① 妊娠の届出を通じた情報収集 : 16自治体(70%)	① 保育園・幼稚園・学校等の関係者からの情報提供 : 13自治体(57%)
② 母子保健事業(乳児健診、予防接種等)を通じた情報収集 : 6自治体(26%)	② 妊産婦・保護者等からの相談 : 3自治体(13%)
等	② 児童相談所からの情報提供 : 3自治体(13%)
	等

4. 包括支援センターで要保護(要支援)児童、特定妊婦を把握した場合の支援拠点への伝達・情報共有方法 (複数回答可)

- ① 要保護児童対策地域協議会の場を活用して情報共有している : 18自治体(78%)
- ② 両機関による定期的な連絡会議で情報共有している : 17自治体(74%)
- ③ 書面により連絡している : 15自治体(65%)
- ④ 児童記録をデータベース化するなどシステムにより情報共有している : 7自治体(30%)
- ⑤ 両機関を兼務する職員(保健師等)が情報を管理・把握し、関係者へ情報共有している : 3自治体(13%)

5. 支援拠点と包括センターの連携を進めるための方策 (複数回答可)

- ① ケースに応じて、両機関が一緒に家庭訪問や面談等を行っている : 22自治体(96%)
- ② 人材育成のため、両機関合同による定期的な勉強会・研修会を開催している : 7自治体(30%)
- ③ 両機関に対して専門的な助言指導等を行うアドバイザーを配置・委嘱している : 6自治体(22%)

- ◎ 子育て世代包括支援センターが把握した情報の中から、特に要保護児童・要支援児童・特定妊婦に係る情報については、速やかに、かつ円滑に子ども家庭総合支援拠点につなげていくことが重要。
- ◎ そのための具体的方策としては、
 - ① 同一機関を主担当とすること(統括する責任者がいること)や同一場所で実施する
 - ② 要保護児童対策地域協議会や定期連絡会議等を活用して情報共有を行う
 - ③ ケースに応じて、両機関が家庭訪問や面談等を共同して実施する
 といった対応が行われている。
- ◎ 上記の方策のほか、電子システムによる情報連携として、母子保健情報(乳幼児の相談記録・健診結果、予防接種、訪問記録等)から成人期における検診の記録までを一貫して記録管理するシステム(健康かるて)を導入し、子育て世代包括支援センターが日々入力する母子保健情報を子ども家庭総合支援拠点で確認することで円滑な情報連携を図っている事例もあった。(長野県辰野町)

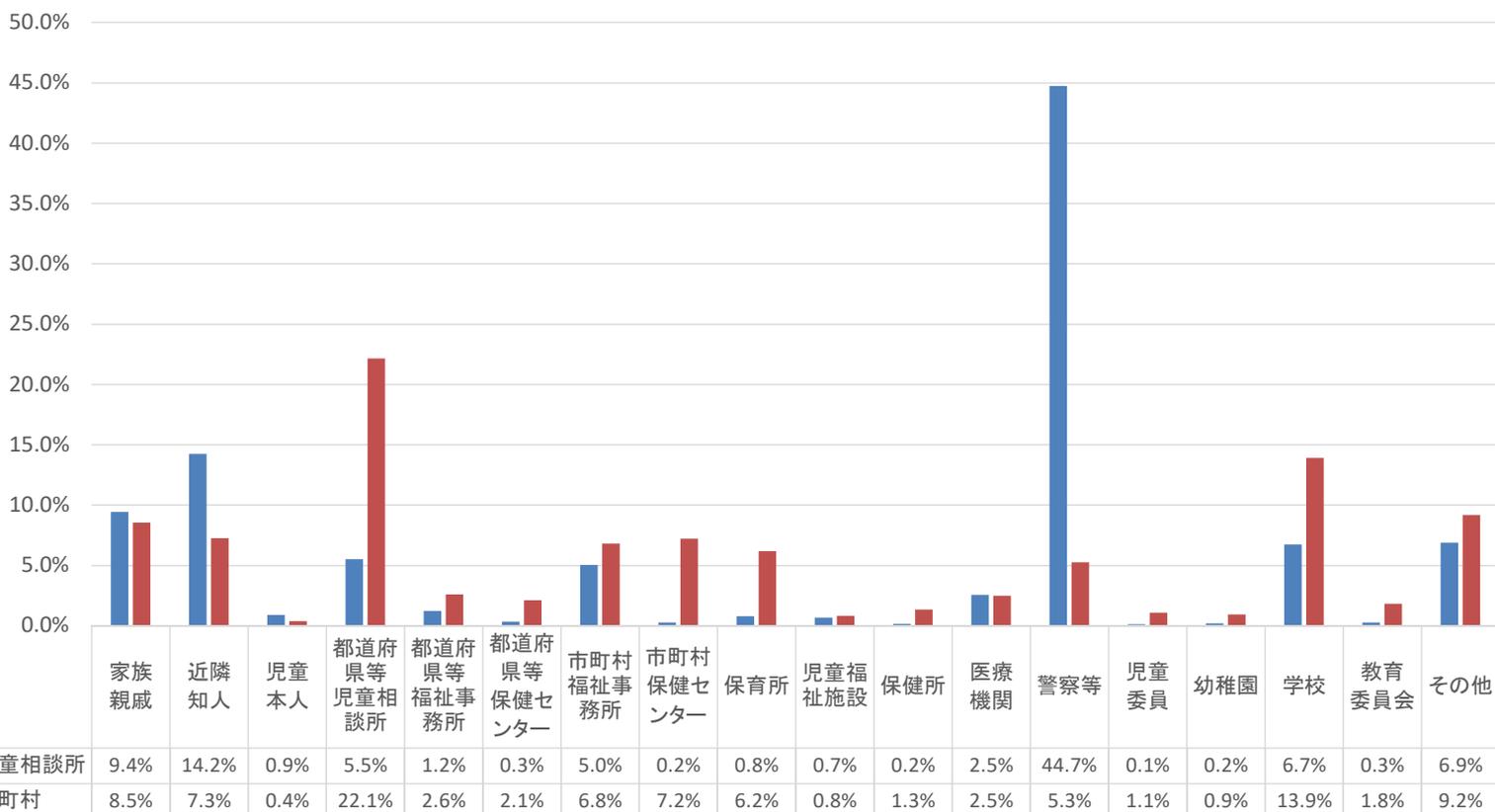
(参考)児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

《児童虐待防止のための総合対策》

- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
 - ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

平成28年度児童虐待相談の経路別件数の割合(児童相談所・市町村別)

- 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が44.7%と最も多くなっている。
- 市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が22.1%と最も多くなっている。



児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
20年度	7,281 (17.1%)	6,132 (14.4%)	558 (1.3%)	1,778 (4.2%)	1,252 (2.9%)	199 (0.5%)	4,801 (11.3%)	516 (1.2%)	829 (1.9%)	723 (1.7%)	282 (0.7%)	1,772 (4.2%)	6,133 (14.4%)	192 (0.5%)	198 (0.5%)	4,454 (10.4%)	234 (0.5%)	5,330 (12.5%)	42,664 (100.0%)
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度 (速報値)	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)

- ※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
- ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。
- ※ 平成29年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,328件である。
- ※ 平成29年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

10

市町村での児童虐待相談の経路別件数の推移

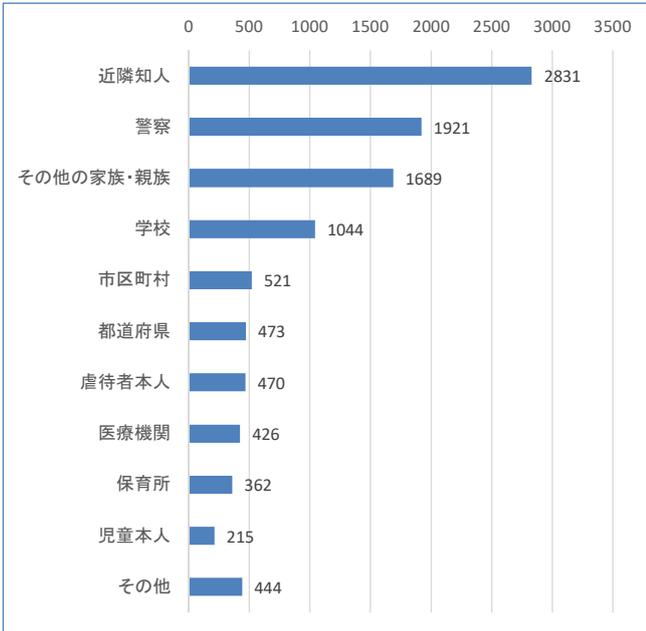
	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
20年度	5,928 (11.3%)	5,494 (10.5%)	217 (0.4%)	8,596 (16.4%)	1,053 (2.0%)	1,284 (2.5%)	3,509 (6.7%)	4,324 (8.3%)	4,761 (9.1%)	511 (1.0%)	575 (1.1%)	1,059 (2.0%)	819 (1.6%)	1,770 (3.4%)	510 (1.0%)	7,335 (14.0%)	880 (1.7%)	3,657 (7.0%)	52,282 (100.0%)
21年度	6,118 (10.8%)	6,696 (11.8%)	269 (0.5%)	9,166 (16.2%)	1,151 (2.0%)	1,130 (2.0%)	3,631 (6.4%)	4,065 (7.2%)	5,328 (9.4%)	579 (1.0%)	656 (1.2%)	1,049 (1.9%)	1,048 (1.9%)	1,910 (3.4%)	553 (1.0%)	8,386 (14.8%)	1,000 (1.8%)	3,871 (6.8%)	56,606 (100.0%)
22年度	6,724 (10.0%)	8,466 (12.6%)	300 (0.4%)	11,923 (17.7%)	1,348 (2.0%)	1,068 (1.6%)	4,108 (6.1%)	5,118 (7.6%)	5,788 (8.6%)	527 (0.8%)	760 (1.1%)	1,419 (2.1%)	1,324 (2.0%)	1,957 (2.9%)	716 (1.1%)	9,654 (14.4%)	1,199 (1.8%)	4,833 (7.2%)	67,232 (100.0%)
23年度	7,152 (10.2%)	8,436 (12.0%)	273 (0.4%)	12,730 (18.2%)	1,109 (1.6%)	1,074 (1.5%)	4,873 (7.0%)	4,923 (7.0%)	5,853 (8.3%)	576 (0.8%)	883 (1.3%)	1,467 (2.1%)	1,679 (2.4%)	1,791 (2.6%)	742 (1.1%)	10,249 (14.6%)	1,205 (1.7%)	5,087 (7.3%)	70,102 (100.0%)
24年度	7,214 (9.9%)	8,566 (11.7%)	308 (0.4%)	13,760 (18.8%)	1,378 (1.9%)	1,242 (1.7%)	4,770 (6.5%)	5,334 (7.3%)	5,819 (7.9%)	605 (0.8%)	937 (1.3%)	1,657 (2.3%)	2,083 (2.8%)	1,641 (2.2%)	679 (0.9%)	10,320 (14.1%)	1,143 (1.6%)	5,744 (7.8%)	73,200 (100.0%)
25年度	7,344 (8.4%)	8,310 (9.5%)	317 (0.4%)	16,025 (18.3%)	1,558 (1.8%)	1,338 (1.5%)	5,726 (6.5%)	5,675 (6.5%)	6,019 (6.9%)	575 (0.7%)	985 (1.1%)	1,844 (2.1%)	2,398 (2.7%)	1,430 (1.6%)	891 (1.0%)	10,917 (12.4%)	1,226 (1.4%)	6,608 (7.5%)	79,186 (100.0%)
26年度	7,722 (8.8%)	8,613 (9.8%)	336 (0.4%)	17,809 (20.3%)	2,035 (2.3%)	1,701 (1.9%)	6,260 (7.1%)	6,503 (7.4%)	6,359 (7.3%)	667 (0.8%)	1,337 (1.5%)	2,043 (2.3%)	3,068 (3.5%)	1,382 (1.6%)	929 (1.1%)	12,074 (13.8%)	1,544 (1.8%)	7,312 (8.3%)	87,694 (100.0%)
27年度	8,074 (8.6%)	7,871 (8.4%)	368 (0.4%)	19,210 (20.6%)	2,567 (2.7%)	1,871 (2.0%)	7,010 (7.5%)	6,711 (7.2%)	6,505 (7.0%)	860 (0.9%)	1,375 (1.5%)	2,421 (2.6%)	3,439 (3.7%)	1,278 (1.4%)	1,007 (1.1%)	13,164 (14.1%)	1,752 (1.9%)	7,975 (8.5%)	93,458 (100.0%)
28年度	8,561 (8.5%)	7,267 (7.3%)	360 (0.4%)	22,165 (22.1%)	2,597 (2.6%)	2,124 (2.1%)	6,807 (6.8%)	7,224 (7.2%)	6,174 (6.2%)	831 (0.8%)	1,345 (1.3%)	2,490 (2.5%)	5,263 (5.3%)	1,077 (1.1%)	944 (0.9%)	13,904 (13.9%)	1,831 (1.8%)	9,183 (9.2%)	100,147 (100.0%)

- ※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
- ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値である。

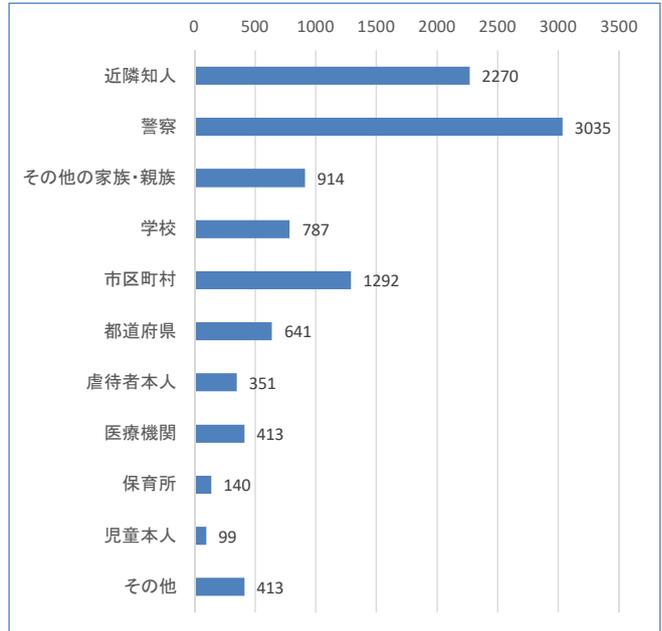
「第一発見者」と「児童相談所への通告・送致・相談者」の対比(平成25年度)

○平成25年4月1日から平成25年5月31日の間に全国の児童相談所に対して通告のあったケース(11,257人)について、第一発見者は、「近隣知人」が最も多く、2831人、次いで「警察」が1921人であった。「児童相談所への通告・送致・相談者」は、「警察」が最も多く3035人、次いで「近隣知人」の2270人であった。
 ○「警察」や「市町村」は、第一発見者であるよりも、児童相談所への通告・送致・相談者となることが多い(警察の場合は、1921人→3035人、市町村の場合は、521人→1292人)。

第一発見者



児童相談所への通告・送致・相談者



出典: 全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」、こども未来財団、平成26年3月
 調査期間: 平成25年4月1日から平成25年5月31日の2ヶ月間 回収率: 100%(調査対象は虐待相談として受理した児童数: 11257人)
 ※不明及び無回答を除く。

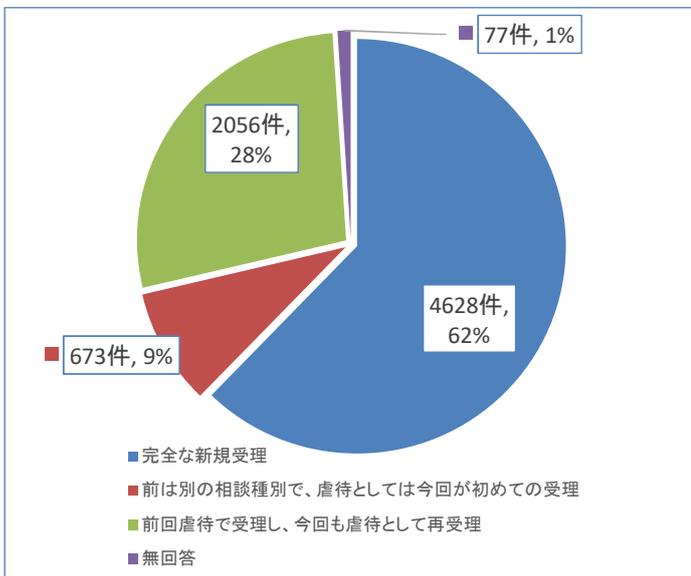
児童虐待相談・通告における再受理の状況(平成25年度)

1. ケースの受理状況

- 平成25年4月1日から平成25年5月31日の間に全国の児童相談所に対して通告のあったケース(調査の結果、虐待非該当となったケースを除く。7,434件)のうち、全体の2/3弱(4,828件)が「完全な新規受理」、1/3強(2,729件)が再受理ケースであった。
- 再受理ケースのうち、3/4(2,056件)は前回も「虐待」ケースとして受理していた。

2. 最も主たる虐待種別別ケースの受理状況

- 虐待種別で見ると、「心理的虐待(主としてDV目撃)」は「完全な新規受理」が占める割合が約8割と高い。
- 「ネグレクト」、「心理的虐待(DV目撃を除く)」は「前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理」が3割を超えていた。

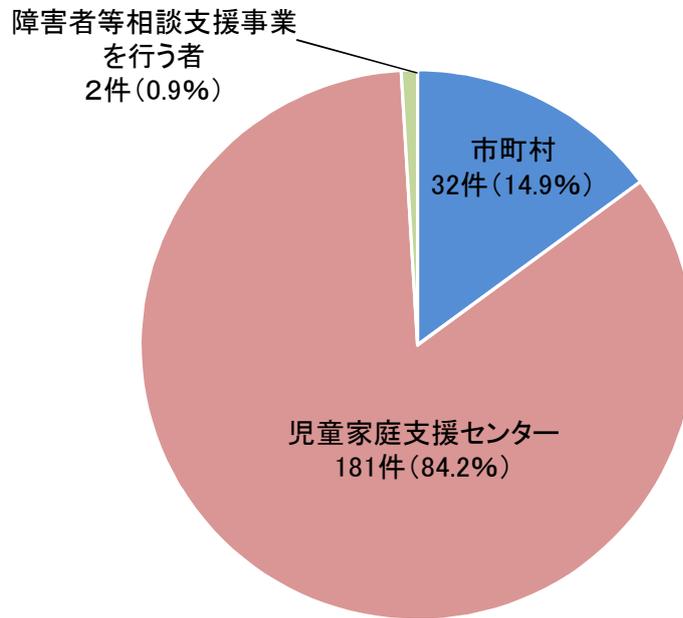


	ケース数	完全な新規受理	前は別の相談種別で、虐待としては今回が初めての受理	前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理	無回答
全体	7434(100.0)	4628(62.3)	673(9.1)	2056(27.7)	77(1.0)
身体的	2434(100.0)	1491(61.3)	237(9.7)	680(27.9)	26(1.1)
ネグレクト	2140(100.0)	1191(55.7)	233(10.9)	704(32.9)	12(0.6)
性的虐待	159(100.0)	104(65.4)	13(8.2)	41(25.8)	1(0.6)
心理的虐待(DV目撃を除く)	1363(100.0)	827(60.7)	118(8.7)	410(30.1)	8(0.6)
心理的虐待(主としてDV目撃)	1245(100.0)	967(77.7)	59(4.7)	208(16.7)	11(0.9)

出典: 全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」、こども未来財団、平成26年3月
 調査期間: 平成25年4月1日から平成25年5月31日の2ヶ月間 回収率: 100%(虐待相談として受理した児童数: 11257人/調査該当数: 7434人)
 ※クロス集計に当たっては、設問段階で「無回答」であったものについてはクロス集計として取り出さなかったため、表中の縦欄の項目としては表示していない。したがって、表の合計とケース数とが合致しない場合がある。

児童相談所における指導委託の実施状況(平成29年度)

- 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に基づき、児童又はその保護者について、市町村、児童家庭支援センター、障害者等相談支援事業を行う者、その他指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一定の法人)に委託して指導させることができる。
- 平成29年度に児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号による指導委託を実施した件数は215件。内訳は「児童家庭支援センター」が181件(84.2%)で最多。次いで「市町村」が32件(14.9%)、「障害者等相談支援事業を行う者」が2件(0.9%)。



総数：215件
実施児童相談所数：50か所

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】 14

児童相談所業務の民間団体等への委託状況

平成30年4月1日現在の児童相談所業務の民間団体等への委託状況は以下のとおり。
(児童相談所設置自治体:69自治体)

- 児童相談所業務の一部を民間団体等へ委託している都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、約61%であった。
- 最も多く委託している業務は、「里親委託に関する業務」で、約 22 %であった。
- 委託している業務内容は、以下のとおり【全 105 件:複数回答可】

- ① 虐待通告を受けたあとの安全確認：5件 5%
- ② 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施：15件 14%
- ③ 入所措置等解除後の児童の安全確認：1件 1%
- ④ 施設入所措置等解除後の相談・支援：5件 5%
- ⑤ 受付業務(「189」等電話受付、窓口受付)：17件 16%
- ⑥ 相談対応業務：3件 3%
- ⑦ 里親委託に関する業務：23件 22%
- ⑧ 養子縁組に関する業務：4件 4%
- ⑨ 研修業務：18件 17%
- ⑩ 一時保護に関する業務：6件 6%
- ⑪ その他：8件 8%

【療育手帳再判定のための基礎判定検査、児童措置費負担金の本人負担分の未収金回収 等】

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

(参考)児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

〈児童虐待防止のための総合対策〉

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。